

会計年度任用職員募集要項

任用根拠	会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項）
任用期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで ※ 勤務成績、態度により期間の更新あり
職種	スクールバス添乗員
採用予定人数	1名
従事すべき業務の内容	勤務校において、スクールバスに乗車中の児童生徒の介助に関する業務を行う。
応募資格	<p>○ 次に掲げる要件をすべて満たす者であって、地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しないもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤務可能な地域に居住していること。 ・心身が健康であること。 ・学校教育に理解と熱意があること。 ・職業に従事している場合にあっては、スクールバス添乗員の業務に支障がないこと。
勤務日及び勤務時間	月16回、1日6時間勤務を最大とする。ただし、勤務時間については、相談の上、校長が割り振る。（標準勤務時間 6:00～9:00 及び 15:00～18:00）
休暇	愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条第1項に規定する県の休日
報酬等	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬：職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）別表第1行政職給料表1級1号給から同表1級9号給までの額とする。1年目は、月額95,270円（※14日勤務の場合） ・通勤費用弁償：一般職員の通勤手当に準じ、通勤に係る費用を弁償する。 ・期末・勤勉手当：<u>任期が6月以上かつ定められた1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上の場合、支給対象とする。</u>支給割合は、6ヶ月期・12ヶ月期ともに一般職に準じる。なお、在職期間に応じた期間率は、3ヶ月未満の場合、期末手当30/100、勤勉手当40/100とする。
退職に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認めるとき。 ・職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。 ・スクールバス添乗員としてふさわしくない行為があったとき。
退職手当	退職手当の支給はありません。
服務	<p>任期中、以下の義務を負います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条） ・信用失墜行為の禁止（同法第33条） ・秘密を守る義務（同法第34条） ・職務に専念する義務（同法第35条） ・政治的行為の制限（同法第36条） ・争議行為等の禁止（同法第37条）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・公務上の災害又は通勤による災害については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定により補償する。 ・社会保険加入状況（有） ※健康保険は公立学校共済組合の短期給付及び福祉事業を適用 ・雇用保険の適用（有）

○ 問い合わせ先

愛媛県立今治特別支援学校 事務長

〒799-1524 今治市桜井乙 32-313

TEL 0898-47-0355

FAX 0898-47-4993